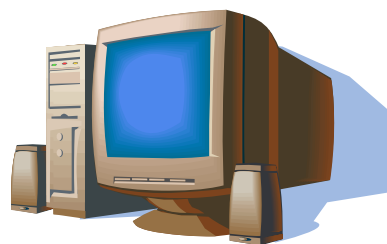


電子入札(工事)を開始します！



本日(10月11日)公告した案件のうち、1億円以上の工事の一部について、電子入札を行います

横浜市では、7月と8月に電子入札事業者説明会を開くなど、電子入札の開始に向けて準備をまいりましたが、本日公告した案件のうち、1億円以上の工事4件(土木1件、建築1件、設備2件)について電子入札を行います。

契約番号

件名

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 0521011263 | 中部処理区山下地区下水道再整備工事(その9) |
| 2 0521011299 | 北部第二水再生センター第7系列送風機設備工事 |
| 3 0521011300 | 栄第二水再生センター汚水調整池機械設備工事 |
| 4 0571011257 | 庄戸小学校(仮称)再整備工事(建築工事) |

(開札予定日時—11月4日(金)14時から)

今後については、段階的に電子入札の適用範囲を拡げていきます。平成18年1月からは1億円以上のすべての工事、4月からは2500万円以上のすべての工事、10月からは2500万円未満の一部の工事、平成19年1月からは金額を問わずすべての工事について、電子入札を導入していく予定です。

また、今回の案件のうち、3件については、設計図書の一部をホームページ上で閲覧できます。(ただし、入札参加にあたっては、別途設計図書の購入が必要です。)

電子入札への参加にあたって、主な注意事項について別紙に掲載しておりますので、ご確認ください。その他、詳しい手続きについては、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」をご覧ください。

お問合せ先	電子入札ヘルプデスク	045-662-7992
	横浜市財政局契約第一課	045-671-2246

注 意 事 項

- 1 電子入札を行うには、IC カードを購入して、電子入札システムにより利用者登録をする必要があります。
- 2 紙による入札はできません。
(例外的に紙入札が可能な場合は、横浜市電子入札運用基準(工事請負関係)(以下、「運用基準」という。)第7条等を参照ください。)
- 3 入札書の提出には、必ず、電子ファイル化した当該工事の詳細な工事費内訳書の添付が必要となります。工事費内訳書の添付のない入札は、原則無効となります。
(ファイル化した工事費内訳書の添付については、運用基準第13条を参照ください。)
- 4 開札の結果、最低の価格をもって入札を行った者が2人以上いるときは、自動的に電子くじが引かれて、落札候補者が決まります。
(入札参加者が「くじを引く」という操作はありません。)
- 5 電子入札にあたっては、ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」や、横浜市電子入札運用基準(工事請負関係)、入札公告(案件のところだけでなく、前文もお読みください。)、横浜市電子入札事業者説明会(工事)のレジユメなどをよく読んでください。